

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 2 8 年 度 第 3 回 行 田 市 男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会	
開 催 日 時	平成 2 8 年 9 月 2 7 日 (火) 開会：午後 1 時 2 4 分・閉会：午後 3 時 5 0 分	
開 催 場 所	行 田 市 男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 学 習 室	
出席者（委員） 氏 名	田代美江子委員（会長）、山崎孝子委員（副会長）、井上文子委員 筆 容三委員、金井さち子委員、西山カツ枝委員、川村達也委員、 梅田伸一郎委員、大野久美子委員、松田 正人事課長、風間正博人 事課主幹、門井五雄学校教育課主幹、岩田樹一良企画政策課長、 柿沼 誠産業振興推進幹、菅原広志地域づくり支援課長（名簿順、 敬称略）	
欠席者（委員） 氏 名	茂木美智代委員、山岸泰輔委員、吉田廣明委員、松田芳明委員 大久保優子委員	
事 務 局	藤井宏美（市民生活部長）、岡田安弘（所長）、石崎益美（主査）	
会 議 内 容	（１）第 3 次ぎょうだ男女共同参画プラン平成 27 年度進捗状況 実績に対する担当課ヒアリングについて （２）第 3 次ぎょうだ男女共同参画プラン中間見直しの検討について （３）その他	
会 議 資 料	・平成 27 年度プラン実績：各課へヒアリング ・プラン中間見直しについて：一覧表及び見直し案 ・第 5 次行田市総合振興計画 まちづくり指標一覧（抜粋） ・男女共同参画に関するアンケート結果	
そ の 他 必 要 事 項	傍聴者なし	
会 確 議 録 の 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 記 名 押 印
	平成 2 8 年 11 月 15 日	田代美江子 

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
司会	・開会 ・挨拶（田代会長、藤井部長） ・欠席者の報告 ・配布資料の確認 ・議長の選出（田代会長）
議長	・それでは、議長を務めさせていただく。 ・本日の会議は委員の過半数が出席しており会議は成立している。 ・まず、事務局を確認する。本日の会議において非公開とする事項はあるか。
事務局 議長	・非公開とする事項はなく、会議の傍聴希望者もない。 ・次第に基づき議事を進行する。
	議事の（１）第３次ぎょうだ男女共同参画プラン平成２７年度進捗状況実績への質問に対する各課ヒアリングについて、事務局より説明を求める。
事務局	【資料（１）「平成２７年度プラン実績：各課へヒアリング」に基づき説明】
議長	・事務局から説明があったが、只今から担当各課へのヒアリングを行う。時間の都合で質問内容を省き、説明から願います。まずは、人事課からの説明を求める。
人事課長	・（出席者の紹介：課長、主幹） ・重点施策４・（１）・③について説明する。庁内ワークバランスの実現において、毎週水曜日を「ノー残業デー」として推進してきたが、各課で実施出来ずにいたため、昨年度から新たな取組として毎週水曜日に庁内 LAN による「ノー残業デー」の通知と巡回を取り入れた。新たな取組の際には、制度を徐々になじませるため周知期間や緩和措置が設けられるが、「ノー残業デー」の取組についてもいきなり強制的に行うのではなく、まずは全職員に対する周知と意識付けが必要であると考えたことから、実績記録を取ら

なかった。

・巡回については、人事課の主査以上の職員が各課を巡回することにより「ノー残業デー」を職員に認識させることを目的として不定期に行った。あまり意識付けが図られていない所属については、その業務が本日中終わらせなければならない程の急務なのかをその職員に確認したり、また、所属長も残っている場合には声掛けし、所属長自ら率先して退庁するなどして職員にも定時退庁を促すよう伝えている。

・次に、「ノー残業デー」の実施及び長時間勤務の解消に向けた取組状況であるが、管理職を対象として「職場のマネジメント研修」、主査級以下の職員を対象に「ワーク・ライフバランス研修」を、外部講師を招き来月実施する予定である。また、庁議の場においても、「ノー残業デー」実施と有給休暇の取得促進について周知しているところである。まずは、これら取組を継続していくことが重要であり、効果を見極めたうえで今後の取組方針を調査・研究して参りたいと考えている。

・更に、昨年度のヒアリング内容を踏まえて、「ノー残業デー」を推進する上で所属長の役割が大変重要である。今後も所属長に対し、職員への声掛けや所属長自ら率先して退庁するよう働き掛けを行うとともに、残業しなければならない職員へのサポート体制についても一人の職員に業務が集中しないよう、職員間の業務配分を平準化するよう依頼している。また、残業の多い職員については職員個々の資質や取組姿勢にも要因があると考えられることから、今年度から「業務効率を高めるポイント」ということで、庁内 LAN を使用して日頃の行動を振り返り実践を心掛けるよう促している。

・最後に、残業している職員数の昨年度との比較であるが「ノー残業デー」の際の巡回実施において巡回した職員の主観になるが、その数は確実に減っており、職員への意識付けと取組の効果が現れたと実感している。

議長	・ 只今の説明について、質問のある方がいたらお願いします。
井上委員	・ 今後は、巡回記録を残すのか否か方向性を示されたい。
人事課長	・ 今年度も定期的な巡回を行う。先ほどの説明で、確実に効果が現れていると申し上げたが、今後、再び残業する職員が増えたなど状態が悪化した場合には、記録を取るなど調査研究したい。
井上委員	・ (ノー残業デーは) 1 週間に 1 回、月 4 回程度なので、本当は記録を残しデータとして証明できるような方法をとっていただきたいと思うがいかがか。
議長	・ 人事課長自らが巡回するのも大変なので、各所属にチェック機能があると周知徹底できるのではないかと思うが。
人事課長	・ 年度当初に行われた参画プラン H27 年度実績調査でも回答したが、今後は主導役として各課所属長以外の役職で各所属における定時退庁を促す専任者、例えば主幹や主査を置くなど実効性を担保するための取組みとして方策を研究して参りたい。
筆 委員	・ 差しさわりのない、良い回答だったと思う。私用で夜 10 時頃に市役所の前を通ると、教育委員会や税務課など執務室の電気が点いている所属はいつも同じである。市役所の時間外勤務の手続きについては (私は) 知らないが、残業届けがきちんと提出されているのであれば、毎回立ち会わずとも、職員が何時まで残業していたのか状況の把握が可能なはずであるが、何か問題があるか。
人事課長	・ 担当主査から承認を受け、次に所属長の承諾を受けて時間外勤務を行うという制度であり、どの職員が年間に何時間の時間外勤務をしたかという統計データは持っている。今回は、「ノー残業デー (水曜日)」についての質問だったので、水曜日に限ったの回答とさせていただいた。
筆 委員	・ 水曜日だけでも構わないが、制度が機能していれば立会いは不要と思う。「検討します。研究します。」という回答ではなく、実際に残業届けや手当てが出ているのかの確認から話をしていただきたい。
人事課長	・ 時間外勤務届け、時間外勤務手当て共に出ている。

議長	・「実績記録が無い。」との回答だったが、残業届け・手当てが出ているのなら調べれば簡単に分かるのではないか、という委員からの指摘である。
人事課長	・水曜日のノー残業デーに関しては、月毎と年間のトータルが出ている。個別に誰が何時間という記録は持っていない。
議長	・人事課が水曜日のノー残業デーを推進したことについて、当審議会委員も大変に喜んでいる。取組の中で、残業そのものが減っているか否かというデータはとても重要な証拠になると思う。実感として、確実に減少しているのが水曜日（ノー残業デー）だけなのかなとも思うが、残業実績が庁内全体で増えているのか減っているのか、もし水曜日にノー残業デーをやったとしても、その分が他の日にしわ寄せが行ってしまい（庁内全体で年間通しての残業量が）増えているのだとするとあまり意味が無いので、この点も含めてということである。
井上委員	・数字としてデータの的に把握したいと思っている。
人事課長	・年間の時間数については、把握していない。
議長	・それでは、増減について、今は分からないのか。
人事課長	・26年度と27年度、28年度の8月末現在なら比較できる。
議長	・（人事課は、昨年度の当審議会のヒアリング後にノー残業デー実施について）働きかけをすぐに始めたが、その後の月毎の残業が減っていればすごく意味があったと思う。水曜（ノー残業デー）だけのことでないの
人事課長	・基本的には、庁内全体で年間をとおして減らしていかなければならないと考えているが、所属によって業務量が非常に多い時期がある。
議長	・その点も、思案いただければと思う。
大野委員	・残業手当には、上限額があるのか。
人事課長	・所属ごとに年間の予算が配分されている。しかし、予算を使い切ってしまった場合には、所属長から財政課に相談し、補正要求するなどの対応はしている。

大野 委員	・ 職員の仕事の執行状況にもよると思うが、急遽、休日出勤となった場合などで無給になることはあるのか。
人事課長	・ 基本的に無給は無い。ただし休日出勤した場合は、まとまった時間は手当での代わりに代休や振替休日に対応している。
議長	・ ほかに、いかがか。(なし) では、時間の都合もあるので、人事課へのヒアリングを終了する。 お忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。
議長	【人事課長と主幹退室、学校教育課主幹入室】 ・ 次に、学校教育課からの説明を求める。時間の都合で質問内容は省く。
学校教育課主幹	・ (自己紹介) ・ 行田市内小中学校においては、道徳と特別活動について男女共同参画の視点を取り入れた取組を行い、実施状況を確認している。市内共通の年間指導計画として、全学年分のテーマが決められている。これによって全ての学校が公正・公平な学習が保障される仕組みとなっている。道徳では、基本的に共通した指導計画に従って授業が行われている。特別活動については、児童・生徒や地域の実態に応じた各学校の指導計画に従って授業が行われている。なお、道徳が「人としてよりよい生き方を考える道徳性の育成」を目指し、特別活動は「よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成」を図るものである。 (道徳について小学 1 年生から中学 3 年生までの各学習内容、特別活動について市内 24 校の実践例として小学 1 年生から中学 3 年生までの各学習内容を説明。) ・ 教員については、各学校とも倫理確立委員会を年間数回行っており、その中で各種ハラスメントやその他事故等の防止についての話し合いを校長、教頭を中心に行っている。教育委員会から各学校に対して、倫理確立委員会の開催実績を報告するよう依頼している。
議長	・ 只今の説明について、委員から質問があればお願いします。

山崎委員	・ 小学 1 年生から中学 3 年生まで、とても細やかな指導内容で素晴らしいと思った。統一した教材を用いて、見せたり子どもたち自身に考えさせているのか。それとも、一方的に資料を用いての座学か。
学校教育課主幹	・ 道徳については、副読本というある程度決まった教材があり、一律の形で行っている。特別活動については、学校毎に地域の特色もあるので、学校独自で考えて使用しているものもある。
梅田委員	・ 特別活動は年間どのくらい設定されているのか。
学校教育課主幹	・ 週 1 時間程度で、年間 35 時間である。道徳も同様に週 1 時間以上である。
議長	・ ほかにいかがか。
井上委員	・ 行田市の事例を紹介する。2011 年に「女性に関する人権の課題に取り組む教育指定校」として、埼玉県から指定を受けて実施した学校があった。市内の西小学校で 5 年 3 組の具体的な実践例として、家庭科の授業の時間に男女共同参画出前講座を受講する機会があった。「見つめよう、家庭生活」というテーマで、家庭内での男性・女性の役割などについての内容であったが、受講した児童のうち、男児からは「働いているお母さんがいるなんて、びっくりした。」という感想が聞かれた。資料も拝見したが、現在の取組は実践的な内容となっているのか？
学校教育課主幹	・ 年間計画に含まれており、今、委員が発表された内容も家庭科で取扱っている。そのほか、保健体育の授業でも男女の成長の違いなど学習している。社会科等では、様々な差別を題材にした人権作文を宿題に出し、校内で発表会を行い皆で考える学習を行っている。ほとんどの授業の中で男女差別防止に向けたテーマを取り入れているというのが学校現場の状況である。昔は、体育の授業は男女別で実施していたが、現在は一緒である。男女共修というのが学校の基本となっている。行田市内では、全ての学校が男女差別の無いように取り組んでいる。
議長	・ 名簿はどうか。以前は、男女別であったが。

学校教育課主幹 議長	・現在は、男女別名簿は使われていないと思う。 ・ほかに、何かあるか。 ・前半の部分、道徳の学習指導要領の内容に沿っての報告であったと思うが、「男女が」お互いに仲良くや協力しあって、理解してなどとあったが、「男女」に限らず重要なことである。「男女」とついていけば、男女共同参画なのかというのが我々の中にはあるため、(学校教育課の回答の)「男女共同参画の視点を取入れた」とはどういう意味か、という質問を最初にさせていただいたわけである。学校という現場は、教員側は男女平等だと思われる。しかし、先ほどの井上委員の事例にもあったが、今の社会の親御さんや社会状況の中で、実際には差別や不均衡な男女の働き方などがある。これらに関し、単純に「仲良く」とか「理解しあう」ではなくて、子どもたちが社会人となったときに男女共同参画、男女平等を実現していく主体になれるのかというところに我々はとても期待しているところである。そういった授業が行われているのかというので、「男女共同参画の視点を取入れた」とは具体的にどんなことかと聞いたかったのである。「らしさを問い直す授業」とか、「男女が仲良く」というのも当然あるが、むしろ、「男女」と性差を強調することによって逆に男女平等でなくなることや、「区別」が「差別」に繋がることもあるので、この辺が気になった点である。 ・先ほどの「男女」の強調にも関することであるが、文部科学省が2015年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に関するきめ細やかな対応等の実施について」という通知を出している。2016年4月にも教職員向けの指導・パンフレットが出ている。この問題も男女共同参画の課題なので、全国の学校が取り組むようにという通知になっていると思うので、この課題についても取組まれた場合には(計画に)導入していただければ、我々も高く評価したいと考えている。
学校教育課主幹	・今年度に出された通知なので、年度終了後、各学校に状況を確認

	認して、取組が進んでいないところには指導していければと思っている。
井上委員	・平成 23 年に VIVA ぎょうだの所長が小学校に出前講座に出向いている。この講座利用の計画などは考えているか。
学校教育課主幹	・具体的に、地域の方に来て頂くと充実した内容になると思うので、今後、検討してまいりたい。
議長	・ほかに、いかがか。(なし) ・お忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。 【学校教育課主幹退室、企画政策課長入室】
議長	・次に、企画政策課からの説明を求める。時間の都合で質問内容は省く。
企画政策課長	・(自己紹介) ・当課としては、男女の別なく平等の意識を持って日々の業務を遂行している。具体例として、昨年度の事例を 3 点挙げる。 ・1 点目として、平成 27 年度は、5 年に一度行われる国勢調査実施の年に当たり、市内全域で 370 名の調査員に協力を頂いた。各自治会長を通じて地区内に登録している調査員に協力依頼の照会をした結果、100 名が女性の調査員で、率にすると 27%であった。 ・2 点目として、国では昨年から「地方創生」が叫ばれているが、行田市においても昨年度新たに「まち・ひと・しごと創生有識者会議」を設置した。男女共同参画推進審議会の山崎副会長にも委員を務めていただいている。委員の委嘱にあたり男女共同参画の観点から、団体に対しては、女性の推薦に配慮を依頼したところである。19 名の有識者のうち 5 名が女性委員という結果となった。 ・3 点目として、地方創生関連で、昨年は「行田創生元年」と位置づけ、中長期的な視点に立った経営戦略ということで今後の人口減少問題の克服、創生を成し遂げるための政策目標、具体的な重点施策を掲げて、有識者会議の意見を反映させた「行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。策定にあたり、4 つの基本目標と具体的な施策を掲げている。特に基本目標 3 では、若い世

	代が希望する結婚・出産・子育て環境を作るという、まちの中の基本的な部分、子育てと就労が両立できる社会環境の整備やワーク・ライフバランスの推進、男女共に働きやすい職場の環境づくり、更には女性がいきいきと活躍できる社会環境の整備に取り組むというなど、今後 5 年間における取組みの基本的な方向の位置づけを明確にした。更に、個別具体的に、女性活躍推進セミナーなど総合戦略の中に明確に位置づけした。また、第 5 次行田市総合振興計画との連動を図りながらメリハリのある政策を展開していく所存である。
議長	・ 只今の説明について、何かあるか。
梅田委員	・ 国勢調査員の女性の数は、前回調査時と比較して増減はどうか。
企画政策課長	・ 偶然であるが、前回の平成 22 年も 100 名で増減なしである。
議長	・ ほかに、いかがか。
	・ H27 年度プラン進捗状況報告の際の回答が「男女共同参画の意識をもち、業務を遂行した。」という内容であった。これに対する質問として、「具体的に」と訊ねたにもかかわらず、「男女の別なく平等の意識をもち偏った政策にならぬよう日々の業務を遂行した」という抽象的な回答あったため、「意識とはなにか」と再度の質問に至ったわけである。今回のヒアリングの場で、「意識をもって」の説明がなされたわけであるが、このようなやり取りになる前に、誠意をもって具体的に報告していただきたかった。
議長	・ ほかに、いかがか。(なし) ・ お忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。
	【企画政策課長退室、産業振興推進幹入室】
議長	・ 次に、商工観光課からの説明を求める。時間の都合で質問内容は省く。
産業振興推進幹	(自己紹介) ・ パンフレットの配布と周知について、問い①「接点がある事業所数を教えてください。」であるが、当課では、行田商工会議所及び南

	河原商工会の会員や起業家支援などの市補助金対象事業者、また、市内金融機関、観光協会会員、中退共など事業協力していただいている事業者と接点がある。事業者数については、商工会議所は27年度末で個人事業者788人、法人事業者965人、合計で1,753人、南河原商工会は法人と個人別は認識していないが、全体で90の事業者が会員となっている。 ・問い②「パンフレットは、商工観光課が独自で作ったのですか。作成部数、配布済部数、廃棄部数を具体的に把握していますか。」については、これまで商工観光課で作成したセクハラ防止のパンフレット等はない。したがって、作成部数等も把握していない。しかしながら、埼玉労働局、埼玉県産業労働部勤労者福祉課、埼玉県男女共同参画推進センターなどから送付される労働に関するパンフレット(労働相談窓口の案内など)は月に15件ほど送付されており、これらを商工観光課窓口や市役所1階、商工会議所入り口付近の配布棚に配架し労働環境の改善に向けての周知を行っているところである。 問い③「商工会議所を通じての周知以外に、具体的にどんな方策を考えていますか。」については、個々の企業に向けた周知は難しいため、市報やHP、男女共同参画情報紙VIVAなどで市民全体に向けた啓発をするなかで個人・法人事業者へ向けた啓発を含める方法はあると考えている。
議長	・只今の説明について、何かあるか。
梅田委員	・パンフレットは、商工会議所のロビー等にあるのを見かけるが、興味のある人のみが持ち帰ると思う。どのくらい効果があるのか。
産業振興推進幹	・商工会議所などの会員には、商工会議所の会報が隔月で編集され、全会員に送付している。この会報を会員に郵送する際に、雇用環境に関する情報としてこれらのパンフレット等を同封してもらい、特に、当課の事業で参加者を多数集めたいときなどは周知している。
議長	・セクハラや男女共同参画に関するパンフレットを配布しているということだが、労働関係者に物を配っているだけか。男女共同参画に関する取組みは、具体的にどんなことをやっているのか。今の説明は、

	この質問に対する答えではないのか。
産業振興推進幹	・労働局や県などの関係機関からのパンフレットにおいても、セクハラ防止の内容を含めたパンフレットが作成されているので、これを使用し啓発を行っているものである。事業として独自の取組みは行っていないが、十分周知できていると思われる。
井上委員	・「パンフレットを置いた」というだけの回答に各委員とも納得がいかない。何をどのように配布・架配してきたのか。
筆 委員	・県から何部くらい送付されるのか。商工観光課から商工会議所や各事業所への配布には、基準やルールがあるのか。全体的に市民の目に触れない可能性があるのではないか。
産業振興推進幹	・例えば、1枚のパンフレットの出所は1つ（県）でも、複数の機関に送付されるので、県から商工会議所や事業所に直接送付することもある。その場合は、事業所労働者は回覧等によって啓発されると思われる。
議長	・男女共同参画の認識を深める働きかけや取組みは、商工観光課としては特にやっていないと解釈してよいのか。
産業振興推進幹	・県や関係機関から届くポスターやパンフレットの内容は、男女共同参画を含むものが多い。また、種類も多く、架配や送付するものを精査するにもかなり時間を要しているが、市民の目に付きやすい場所に置くことで啓発できていると考えている。
西山委員	・県のパンフレット類は、商工会議所の全会員に行き届いているのか。
産業振興推進幹	・内容によると思うが、部数にも限りがあり、全てではない。
議長	・中小企業のほか、個人事業主に対する啓発については市の直接的な役割が大きいと考える。パンフレット類を配布するだけでなく、課としても取組まれるよう期待する。
	・ほかに、いかがか。（なし）
	・お忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。
	【産業振興推進幹退室、地域づくり支援課長入室】
	・次に、地域づくり支援課からの説明を求める。時間の都合で質問内容は省く。

地域づくり支援課長	(自己紹介) ・問い①については、女性の自治会副会長が30名、女性の会計担当が33名、監査が28名である。 ・問い②については、現在、単位自治会の副会長職にある女性の自治会長への登用、その職務を補佐する具体的な仕組みは設けていない。引き続き地域の女性リーダーを育成する自治会女性部の活動を支援するとともに、各単位自治会の活動を支援・指導する自治会連合会と連携して、自治会長への女性の登用などを推進するよう働きかけてまいりたいと考えている。 ・次の質問については、市が主催する会議等への出席を、自治会の副会長職に依頼することは可能であると思う。自治会によっては、副会長が男性のみのところもあるし、副会長を置かないところもある。また、自治会連合会に、会議の出席等について積極的に女性に参画していただくことを、引き続き提案してまいりたいと思う。
議長	・只今の説明について、何かあるか。 ・自治会の数はいくつか。
地域づくり支援課長	・H27年度は、自治会数186、うち、女性の自治会長は5名である。女性副会長30名の母数は把握していない。
山崎委員	・自治会毎に世帯数のばらつきがあると思うが、何世帯くらいの自治会が一番多いのか。
地域づくり支援課長	・平均で200世帯が欠けるくらい、最小は20世帯程度、最大600世帯強である。小さい自治会同士の統合も検討されているが、地縁もあり難航している。あまり小さな自治会だと、組織としてのメリットも少ないのであるが。
筆 委員	・先ほどの企画政策課の説明では、国勢調査員300名のうち100名程度が女性であったという。民生委員の男女の割合も、ほぼ同じである。市の支援として、女性を引き上げる方法を検討して欲しい。 ・公民館は女性の利用者が多いが、平均年齢が70歳近い。行政全体を見ても、女性管理職員は少ない。職権を持つ人が積極的に

梅田委員	(女性登用について) 勉強していかないと登用率30%は難しい。本当に積極的に取組まないと不可能なのではないか。
地域づくり支援課長	・直接、(女性の) 副会長を政策的に増やす方法はないのか。 ・自治会は、地域住民が集まって決めているので難しい。しかし、自治会女性部連絡会の活動を通して(補助金など)何らかの事業参画して、それを地元に還元できるような方法を地道な活動・ステップとなり、いずれは役職にも繋がると思う。
議長	・女性部の組織率はどのようになっているか。
地域づくり支援課長	・53の自治会で組織されている。
筆 委員	・自治会連合会は女性理事が2名だが、その会議に各地区理事と共に、それぞれ女性を1名出席させるような工夫は出来ないのか。
地域づくり支援課長	・提案は出来ると思う。
筆 委員	・女性の意見を聞ける場を設けることが必要だと思う。
地域づくり支援課長	・女性の登用については、年1回以上お願いしている。受け止め方にもよると思うが、今後も何度でも発信していきたいと思う。
議長	・地域づくり支援課でも様々な施策を行っていると思うが、工夫やアイデアと地道な取組みが必要とされるため、(28年度の)実績報告では良い結果を期待する。
筆 委員	・ほかに、いかがか。(なし)
筆 委員	・お忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。
議長	【地域づくり支援課長退室】
議長	・今後の予定について、事務局より説明を求める。
事務局	・今回のヒアリング結果に基づき、平成27年度のプラン実績についての評価・意見を頂きたい。本日、配布させていただいた「施策個別評価票」をご記入のうえ、10月末日を目途にご提出をお願いする。
議長	・只今の説明について、質問はあるか。
事務局	・記入方法は、昨年と同様でよろしいか。
事務局	・昨年と同様である。各委員の個人的な印象で、各課題・担当課について、特によく取組んでいれば A、取り組み方が全く足りない

議長	いと感じれば C と評価し、その具体的な理由を記入願いたい。また、どの課題もまあまあという場合でも 3 枚目の下の枠に「総評」として全体的な評価を記入していただきたい。 ・ほかに、いかがか。 ・なければ、このあと 10 分間の休憩に入る。
議長	・次に、(2) 第 3 次ぎょうだ男女共同参画プラン中間見直しの検討について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(会議資料「プランの中間見直し」に基づき説明)
議長	・事務局より説明があったが、委員の皆様の意見はいかがか？ ・この場で検討する必要のある部分はどこか。
事務局	・見直し案でいうと、p 1 1「総合振興計画における目標値：まちづくり指標」と p 2 2、p 2 4 の左下目標指標の当初値の整合性が取れていないことが判明したので修正するか否かを検討していただきたい。資料(3)は、夏に企画政策課がとりまとめた「まちづくり指標一覧」のうち、プランが関係する施策結果を抜粋したものである。これによると、プラン策定当初から一致していなかったようである。p 3 に計画の位置づけということで国・県・市の他の計画との関係性を掲載している。ゆえに、整合性のとれたものにしたいと考える。
議長	・どうしたらいいか、どうしてこうなっているのか。
事務局	・不明である。各ページを細かく見直している中で見つけた。プラン策定当初から、整合性が取れていなかったものと思われる。
議長	・どれが一番信用できる数字であるのか。
梅田委員	・まちづくり指標からこの数字を転用しているわけである。
議長	・p 2 4 の表の括弧書きは、第 5 次行田市総合振興計画と記載されている。これが、まちづくり指標にあたるものなので、やはりこれと一致しなければならない。 ・事務局は、修正案を用意しているか。
事務局	・まちづくり指標は、企画政策課から第 5 次行田市総合振興計画

	の実施状況確認のため毎年7月頃に調査があり、各課とも実績を報告している。参画プランの各施策の目標値は、この振興計画と大きく関係しており、当然、プラン策定にあたってはまちづくり指標の当初値を使っていたはずである。今回の改訂の機会に、参画プランの当初値をまちづくり指標の数字、p22の「VIVA ぎょうだ」を利用した市民の割合は25.9%、p24の審議会等における女性委員の割合は21.4%ということで、修正したいと考える。
議長	・よいと思う。
梅田委員	・資料(3)指標一覧の数字で、一番左の数字が第5次行田市総合振興計画(まちづくり指標)策定時の現状値とあるが、その隣のH23年度末というのはいつか。
事務局	・平成23年度末なので、平成24年3月である。プランが策定されたのも同時期であるから、策定作業はそれよりも前の平成23年度当初から1年間かけて審議されてきたものである。第5次行田市総合振興計画は平成22年度末に策定され、平成23年度より実施されている。よって、この平成23年度末の数字は、本来、参画プランに掲載できないはずである。
議長	・振興計画の当初値にあわせるということでよいか。 ・ほかに、いかがか。
梅田委員	・p50の表についてであるが、ここは、更新しないのか。平成23年度の当初値と平成33年の目標値しかないが。(市民意識調査未実施のため)データが取れていないという理由でよいか。
事務局	・直近の市民意識調査に、男女共同参画に関する設問がなかったので調査できなかった。
梅田委員	・VIVA ぎょうだでは、相談事業を行っていると思うが、その数字からの数字とは異なるのか。
事務局	・市民意識調査の結果と相談事業の実績とは異なる。
議長	・この、当初値19.3%が一体何の数値だったのか不明である。
川村委員	・市民の中で、DVについて誰かに相談した経験の有無の割合では

	ないのか。そうだとすると、相談体制を整備することによって相談が増えるのはよいが、暴力も増えているということになるのか。
議長	・ 実際、相談体制が充実すると相談件数も増加するという現象が起こる。一般的には、相談ケースが増えるのは決して悪いことではないと捉えられている。ただ、この表では目標値の 50% の根拠が分かり辛いと思う。策定に関わっていた我々審議会委員の責任でもあるが。
山崎委員	・ 相談を持ち掛けたいと思っている人が 2 人いたら、そのうちの 1 人は誰かしらに相談できることを目指しているのではないか。
議長	・ 市民意識調査の内容というのは分かるのか。
藤井部長	・ 分かると思う。
議長	・ では、この当初値 19.3% がどういう質問に対する結果であるのか。例えば、相談したかった人に、DV の相談をしたいと思ったことがあるかという質問について、「はい」と答えた人のうち、相談したことがあるかの質問を行い「はい」という回答が 50% になることを目標にしているのかも知れない。事務局は調査されたい。
事務局	・ 承知した。
議長	・ 行田市の DV 相談は、VIVA ぎょうだのほかにもあるのか。
事務局	・ 無い。VIVA ぎょうだのほかは、地元警察に相談するケース、虐待の絡んだ DV の場合は、子ども未来課経由で VIVA ぎょうだの相談に至るケースも見受けられる。
議長	・ 毎年、審議会において VIVA ぎょうだの相談事業実績の報告を受けているが、この実績などもプランに入れられるといいと思うが。
事務局	・ 年間相談件数と相談内容を p 10 に表とグラフを掲載している。
議長	・ 了解した。 ・ では、このほかには、各目標指標で H28 年度の現況値が無いところは、ワーク・ライフバランスに関する調査など市民意識調

事務局 議長	査でデータを取っていないため更新できないということでしょうか。 ・ はい。 ・ それから、今回の改訂で当初値・現況値・目標値と3つの値を併記したことで、「VIVA ぎょうだを利用した市民の割合」が当初と比較し減っていることも分かり、非常に驚いている。
事務局	・ 確かに減少している。しかし、これまで使用料が無料の交流スペースについては利用者のカウントがなかった。実際は、学生たちが勉強したり、社会人や市民グループが打合せをしたりと毎日利用がある。昨年9月から防犯対策も兼ねて、利用者数のデータを記録し始めたので、これを加算すると一概に減少しているとは言えないのではないかと思います。
筆 委員	・ カウントの仕方で結果が全然違ってくると思う。フリーに出入りする人を数字としてどう扱うかである。おそらく、どこの施設も同じやり方でカウントしていると思うが、行田市の場合は年間700人程度人口が減っているので、利用者数もこれに比例しているのではないかとと思われる。今後、施設を統合するのか、どのような仕組みで維持運営するのか市でも検討が進んでいると思う。VIVA ぎょうだの場合、他施設の機能を受け入れたり、他施設の共同で事業を行うのも一つの方法である。
事務局	・ VIVA ぎょうだが、公民館などの社会教育施設と異なる点は、DV等の相談のため来館する市民がいるということで、その方たちの心情などにも配慮して、現在は相談事業のある日は子供連れのグループ等の利用は極力控えていただいている。実例として、土曜日の午後に子供向けの英会話のグループが利用していたが、保護者のお迎え待ちのときなど交流スペースで子供たちが元気に走り回り騒いだりする声で、相談者の話が聞き取り辛いという意見が相談員から出された。本来の目的に沿った利用が望ましい。単に利用者が増えれば良いという施設ではないこともご理解いただきたい。

筆 委員	・市内地域公民館同士のやりとりでは、例えば A 公民館で活動しているグループが部屋の予約を取れなかったときは、B 公民館が空いていていればこちらを予約できるシステムになっている。VIVA ぎょうだも、DV 相談以外の市民グループ活動にこのようなシステムを参考にすれば、先ほどの子供向け英会話グループへの配慮もできたのではないか。単に利用を控えて貰うのではなく、代案を提示することで市民も便利になるし利用者が増えると思う。
議長	・DV 相談の目標値 50%のように、行田市民 2 人に 1 人が VIVA に来たことがある割合というカウント方法ならば、著しい減少にはならないかも知れない。
金井委員	・33 年度には、次のプランがスタートすると思うが、目標の設定も難しくなると感じる。
議長	・今回、目標指標の表に中間の現況値を入れたが、現況が入っていない部分についての理由は、どこかに記載しておいた方がよいと思う。また、現況が何に基づいているかの説明は記載されているのか。
事務局	・市民意識調査については、p 9「3 市民意識調査から」に直近の実施年度として「平成 21 年度実施」を括弧書きで追加記載した。現況値については、目標指標の表のうち、指標の考え方というところに根拠資料名が括弧書きされている。 (藤井部長から、H21 年当事の市民意識調査資料が回覧され、各委員とも設問及び結果など内容を確認。)
議長	・男女共同参画に関する意識調査は大切な質問項目であるにも拘わらず、これを削ってしまうのはいかなものかと思う。
藤井部長	・市民意識調査を行うにあたっては、各課から調査の要望が多数寄せられること、また、調査票を送られた市民側からも、設問が多すぎるなど厳しい意見が多数寄せられるため、実施する担当課としても非常に苦慮しているところであると思う。毎回同じ質問ではなく、目先を変えるという手法も取っている。本来

議長	なら定点観測が必要なのだと思うが、市民意識調査は VIVA ぎょうだが主管の調査ではないので難しいところである。 ・しかし、定点観測しなければ調査を行う意味が全く無いというもの。担当課が調査のことをちゃんと理解していないとしか思えない。調査項目を精査することの難しさは理解できるが、男女共同参画に関する意識調査は大切な質問項目であることを、担当課にお伝え願いたい。 ・ほかには、お気づきの点など、いかがか。
井上委員	・ p 50 の目標指標のところで、指標の考え方の標記が分かり辛いと思う。誰が見ても分かりやすい表現がいいと思うが。
議長	・「DV 被害者が早期に相談できる体制を整備し、相談する割合の増加を目指します。」でいかがか。
各委員	・了解した。
筆 委員	・ VIVA ぎょうだに相談に来る人の割合はカウントしないのか。
議長	・これは、もともとの質問の設定が DV 被害に遭った当人が友人や親族など誰かに悩み相談したことがあるか否かを問うているものである。
金井委員	・市民意識調査結果を見ると、女性の「相談した」という回答は 27.2%である。19.3%は被害経験者全体の相談割合ということか。
藤井部長	・ VIVA ぎょうだの相談事業に限らず、また、被害者は男女を問わず、友人・親戚など誰かに相談したという割合である。
議長	・ DV 被害者が相談というと「女性」だけが答えているというふうには、私たちも思い込みがちになるが、男女を問わず全体を見渡した際の相談した割合ということによいか。
事務局 議長	・ はい。 ・ほかには、いかがか。(なし) 今この場で思いつかなくても、後でお気づきの点があったら、早めに事務局にお申し出願いたい。

議長 事務局	・次に、４ その他 について、事務局から何かあるか。 ・今後の VIVA ぎょうだの事業について。 (管理職員研修以下３事業実施のお知らせ) ・第４回審議会の日程調整について。 平成２８年１２月５日（月）午前１０時開始で提案する。 承諾いただければ、後日改めて開催通知を送付する。
委員 議長	(承諾) ・以上で議事はすべて終了した。これをもって議長の任を解かせていただく。
司会 山崎委員	・閉会の言葉を山崎副会長にお願いします。 (閉会の言葉)